07.54

研究開発要件を満たす中小事業者を対象と した手数料等の軽減について (特施令10 条2号) (特)

1. 軽減の要件と内容

(1)軽減の要件と内容

軽減に係る申請書を提出する日において、次の研究開発要件を満たす中小事業者^{注1}は、自己の出願についての出願審査の請求の手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される(特109条の2第1項、195条の2の2、特施令10条2号、12条3項、手数料令1条の4第3項)。

なお、軽減に係る申請書は、出願審査請求書^{注2}又は特許料納付書の提出 と同時に提出しなければならない(特施規72条2項、73条2項)。

(2)研究開発要件

- ア. 個人事業主(以下のa. 、c. 及びd. までのいずれかを満たすこと)
- イ. 会社(以下のb. からd. までのいずれかを満たすこと)
- ウ. 組合等(以下のb. からd. までのいずれかを満たすこと)
 - a.申請書提出日の属する年の前年1年間(申請書提出日の属する月が1月~3月の場合は、前々年)における試験研究費及び開発費の合計額が、事業所得に係る総収入金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において事業を開始した日以後27月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、事業主及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
 - b. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度(申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。
 - c. その特許発明又は発明が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第16項に規定する指定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)であって、当該指定補助金等を交付された者であること。
 - d. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第15条第2項に規定 する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に

07.54

係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う者であること。

2. 申請書に添付する証明書^{注3}

特許庁長官が必要がないと認めるときは、申請書に証明書を添付することを 省略させることができる(特施規74条の2柱書)。

実務上、軽減の要件を満たす対象者が、特許法施行規則第72条又は第73条の規定に従って適式に軽減に係る申請を行った場合は、証明書の添付の必要がないと認め、これを省略させることができるものとして取り扱う。

証明書を添付する場合においては以下のとおりとする。

軽減に係る申請書に添付する証明書は、申請者が個人事業主、会社、組合等の別によりそれぞれ中小事業者要件及び研究開発要件を満たすことを証明する書面として、以下に掲げるものである(特施令11条2項、手数料令1条の3第2項、特施規74条の2第3号から9号)。

(1) 個人事業主

ア. 中小事業者注1であること

常時使用する従業員の数を証する書面及び主たる事業を確認するための書類(自社のパンフレット等) $(\rightarrow 0.7.53$ 「表 2 」 $(\rightarrow 0.7.53)$ 」)

- イ. 研究開発要件を満たすこと(以下のa. からd. までのいずれかの書面)
 - a. 前年(又は前々年) 1年間の財務諸表等、試験研究費等比率を確認で きる書類(税理士・公認会計士による証明書でも可)
 - b. 事業開始日を証明する書面(事業開始届等)並びに常勤の研究者数及 び従業員数を確認できる書面(日本国内に住所若しくは居所又は主たる 事務所若しくは営業所の所在地を有しない者における研究者数比率につ いては、特許管理人による証明書によるものとする。)
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面(補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書の写し)及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面 (「経営革新計画」の写し及び承認書の写し)及びその申請に係る特許 発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したもので あることを証明する書面

(2) 会社

ア. 中小事業者注1であること

資本の額若しくは出資の総額を証明する書面(定款、法人登記事項証明書^{注4}又は賃貸借対照表)又は常時使用する従業員の数を証する書面及び主たる事業を確認できる書類(自社パンフレット等)(→07.53

「「表2|ア.|)

- イ. 研究開発要件を満たすこと(以下のa. からd. までのいずれかの書面)
 - a. 前事業年度(又は前々事業年度)の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類
 - b. 設立年月日を証明する書面(法人登記事項証明書等^{注4})並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面(日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。)
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面(補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し)及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面 (「経営革新計画」の写し及び承認書の写し)及びその申請に係る特許 発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したもので あることを証明する書面

(3)組合等

ア. 中小事業者注1であること

特許法施行令第10条第1号チから夕までのいずれかに該当する組合等は、中小事業者^{注1}に該当する者であるため、当該証明書は不要。

同号レ及びソに該当する組合等^{注 5}は、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は常時使用する従業員の数を証する書面(→ 0 7. 5 3 「「表 2 」ア. 」)

- イ. 研究開発要件を満たすこと(以下の a. から d. までのいずれかの書面)
 - a. 前事業年度 (又は前々事業年度) の財務諸表等、試験研究費等比率を 確認できる書類
 - b. 設立年月日を証明する書面(法人登記事項証明書等^{注4})並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面(日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。)
 - c. 交付された指定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面(補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し)及びその申請に係る特許発明又は発明が指定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面
 - d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面 (「経営革新計画」の写し及び承認書の写し)及びその申請に係る特許 発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するため

方式審査便覧 07.54

に必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したもので あることを証明する書面

3. 減免の適用件数の限度

上記1.の減免の要件を満たす対象者に対しては、出願審査の請求の手数料の減免の適用件数に上限が定められている (→07.50)。

(改訂令和6·4)

^{注1} 中小事業者とは、申請書を提出する日において特許法施行令第10条第1号のいずれかに該当する者をいう($\rightarrow 0$ 7.53「1.(2)」)。

^{注2} 手続補正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該手続補正書、誤訳訂正書の提出により請求項の数を増加する補正をする場合にあっては当該誤訳訂正書(特施規11条4項、11条の2第2項、27条4項)。

^{注3} 同時に二以上の減免申請書の提出をする場合において提出すべき証明書の内容が同一であり他の減免申請書に証明書の添付をするとき、又は既に他の減免申請書に証明書を添付して提出した場合において証明書に記載した事項に変更がないときは、当該減免申請書にその旨を記載して、当該証明書の添付を省略することができる(特施規10条1項、2項)。

^{注4} 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号) 第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により 確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付する ことを要しない。

^{注 5} 特許法施行令第 1 0 条第 1 号レ及びソに該当する組合等とは、従業員数又資本金 (出資額)の要件を満たす、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組 合、酒販組合連合会、酒販組合中央会及び特定非営利活動法人を指す (→ 0 7 . 5 3 「 1 . (2) ウ. x)」、「xi)」及び「xii)」)。